

法と言語 言語認識とメタ構造

辻 義 教

はじめに
法と言語
言語認識と分類
法規範世界におけるメタ言語問題
おわりに

はじめに

人が外界を視認，知覚するのは，他のすべての動物と同じく感覚器管 耳目によっている。しかし人が外界を内に識り，思考するのは，すべて言語を介してである。その意味で，人とは言語によって識り，考えるサルであるということもできる¹⁾。この外界を視認し，識ることを表象または認識といい，内に思考する それを人によっては計算ともいうが，その方法をアルゴリズムという。

すなわち人の思考（認知）は，表象と思考方法から成っており²⁾，人はその双方を言語によって，そして言語によってのみ実行するのである。また逆にその言語によってのみ実行される人の外界の表象と思考方法を，思考といってもよいのであるが，認知ともいう。その限りでヒト（ヒト科ヒト）が人になるのは認知を言語によって行うからであるともいえるわけである³⁾。

法と言語

a

したがって法規範世界もすべて言語世界である。それはまた，法規範が人と人との，病理的

ではあるが関係（コミュニケーション）を対象にするものであるから 人は言語によってしかコミュニケーションできないから，必然的にそうなるともいえる。それをみれば，法規範世界が必ず言語によって成立しているという点には，二つの意味があることが判る。すなわち対象の認識 = 表象と意味の伝達の二つである。

いささか古いのが，横浜に在ったアメリカ人が主宰する商会と東京荒川に在った鉛筆製造会社との鉛筆売買代金請求の争いで，被上告人鉛筆会社の売上帳にある入金，2,000グロス分，40替，872円91銭という記載について。その「替」とは，単価40銭という「単価」の意味であるとする判決は⁴⁾，言語が伝達する対象はその時，処の社会の成員の理解によっていることを示す。裁判所が「実験則」というときは，この言語による表象問題を指摘することが多い。実験則とは，実際に経験する規則，すなわち事象として恒常的に存在するその時，処の社会の成員による理解をいう謂と思われる。それは言語の指示する対象が，その時，処の社会（一般社会もあれば部分社会もある）で共有されている觀念によっているということの法律世界における表現である。

あるいは大正9年の4月，5月，6月の3回に各1,000貫（3,760kg）都合3,000貫（11,280kg

約11t）のメリヤスを売買するについて「売主勝手渡」と契約にある。その「売主勝手渡」とは，売主が数量，回数を任意に給付できるというのではなく「単二各月中受渡ノ日時二関スルモノ」であるとする⁵⁾。それは単語の指示する対象の表象と言語の指示する論理によっ

てする意味の認識に関するものといえる。

また、契約書に売買目的物の垂鉛について「含有量50パーセント保証」とあるが、他の記述に「50パーセントヲ標準トシテ分析ノ結果1パーセント上下毎ニ1噸ニ付キ2円50銭増減支払ノ事」とある場合、双方の記述を合わせて考えると、その記述は品位の保証ではない。それは「単ニ価格ノ標準ヲ示シタ」ものであるとする。その判決は⁶⁾、当事者が契約によって合意した意思内容を、提示されている言語を通した論理によって伝達されている意味を認識するものである。

ところで法規範はすべて言語によって提示されるのであるが、その法規範は、法律要件が成立するならば、一定の法律効果を付与するとする論理構造の上に成り立っている if..... then アルゴリズム。例えば、財産上の権利とその代金の交換の約束が成立していると（民法555条）、売主には買主に対するその代金額の金銭支払いを求める請求権（債権）の成立を認める（請求権を付与する。すなわち請求することを法的に正当と認める ）。ただ日本民法典は、売買契約の成立からこの代金支払請求権〔債権〕の成立という法律効果の付与を繋ぎ、提示する明文条項をもたない。それはパンデクテン法理に委ねられており、僅かに日本民法典399条以下が第3編債権であると提示されている点にのみ窺われる。この結果は民法典555条とそれが債権編の条項であるという構造からであるが、その提示される言語によって理解される（ないしは日本法の世界ではそう理解されることになっている ）。日本民法典が大陸法系の成文法であり、かつパンデクテン形式であるということ。その方法は認知論でいうif..... then構造に立つ認知の方法である。それが法規範が言語によって提示されるという場合の、あるいは法と言語の認知方法的意味 アルゴリズムである。

ただこの点は、言語学、認知論一般の理解で足りる。すなわち、その理解に法と言語に特有な理解を必要とする側面はないということであ

る。それはまた、人間の言語による思考能力一般に拠っているということでもある。

法と言語についての主たる問題は、法規範が言語によって提示する権利あるいは権利要件（法律要件）の指示する（それに対応する）実体事実（実体の実態）の存在を、争いの解決の場では裁判官が、どのように認識するかである。どのようにというのは、それは事実の存否を示す事物による証明に拠っている 証拠法。従来の法律学はそれで終わっているのであるが、今ここで問題にしているのは、裁判官が証拠によって証明されたとするとときに、その意識の中で要件事実の存在をいかに認識するか。その方法、過程のことである。

先ず1例を挙げる。被告人が原告人から株券11枚を154円相当として受取ったものを、原審は「漫然被告原告請求ノ要旨ヲ以テ取引上ノ貸越金アリタル為メ代物弁済トシテ株券ヲ受取りタルモノ即チ買受ケタルモノニ外ナラス」としている。それを「代物弁済ハ売買ニアラス... 債務消滅ノ原因ニシテ」と指摘するのは⁷⁾、法律要件の違い、すなわち提示される言語自体の相違をいっている。それに対し「債務者カ予メ債権額ヲ以テ抵当不動産ノ対価ト定メ之ト債務額ト相殺スル目的ヲ以テ抵当不動産ヲ抵当権者ニ売渡シタルトキ」は、当事者が「売渡し」とか「相殺」とかいっていても「代物弁済ニ因テ生スヘキ法律上ノ効果ヲ他ノ類似ノ觀念ヲ以テ理解セントスル当事者ノ思惟ノ構成」であるとする。その例は、代物弁済という言葉、すなわち法律要件に対応する実体事実である要件事実の存在を認定 認識を表明するものである⁸⁾（それをその判決は「法律事実自体ニ差異アルモノニ非サル」と表現している）。ここで注意すべきなのは、上掲前者を表現する言語と後者を表現する言語に違いはない（同じ日本語である）という点である。

そしてこの点について法律学は、言語学が記号論を提示する以前から（言語学が記号論を提示した最初が何時であり、誰であったかは、ここでは立入らない）記号論の扱いをして来てい

たといえる。

記号論は、言語の意味、すなわち言語の指示する対象が言語自体、言語の内にあるものではなく、外にある。したがって言語とは対象を指示するための記号にすぎないとする⁹⁾。その言語の外とは、その言語を使う（共用する）集団 = 社会のもつ共通意識、制度などである¹⁰⁾。

法律学の理解は、この言語の対象がその言語自体の内になく外にあるという点の自覚には、言語学を凌ぐ先見性をもってはいえない。それは言語学の功績に帰してよいであろう。しかし法律学は、少なくとも裁判規範としては争いの解決のため、実体事実に法規範ないしは権利、権利要件に対応した実体事実を探索するという営為を強いられる。ないしは強いられて来た。

その法律学の強いられて来た営為はまた、法規範の提示する権利、権利要件がそれ自体実体事実を意味しないということの意味する。それがseinとsollenの問題であるが、それゆえ必然的に法規範の提示する言語を記号として扱っていたことになる。しかしそうであるならば、法規範の提示する権利、権利要件の指示するものが法規範外の、その法規範を共用する集団（国家社会）にあることになる。その点の明解な自覚を必要とするのであるが、法律学は必ずしもその自覚をもってはいえないのである。

この点を示唆するエピソードが、近代法典の編纂を命じ、成文民法典を得たナポレオンが、以後、その注釈は不要であると考えていたらしく、code civilの注釈書が出現するに及んで、Mon code est perdu. 我が法典は喪われたと述べたとされている¹¹⁾。そしてナポレオン諸法典は以前と少なくとも同程度の注釈を必要として現在に至っている事実、成文法典の注釈は以後も絶えることなく続けられているその事実である。


さらには、チボーが成文民法典の必要を主張したのに対し、ザビニーが法規範の生成は民族の歴史とともにあるとした論争（法典論争）も、チボーの主張は記号としての法規範を、ザビ

ニーの主張は記号としての法規範の指示するものを意味していると理解すれば、実はその二者の主張、対立した主張ではなく、ナポレオンの自負を覆えした歴史の事実と同じ意味をもつものであるとみることもできるわけである¹²⁾。

b

法規範における言語 法と言語ということからすれば、他に一人の言語による外界の認知 表象の問題がある。そこで法と言語について言語のもつ統御機能が法規範の統制機能とどう関係しているか。そういう課題の立て方があるのであるが、それは¹³⁾、あまり大きな意味をもつものではないと考えられる。確かに人は言語を獲得してその思考は明確化し、文章を得ることによって一つの秩序を得ている。しかしそれが法規範のもつ統制機能、秩序付与機能の中心になっているということはいかがか。確かに一面ではそれはそういえるのである。しかしそれは帰るところ、言語一般の人間の知見への機能そのものと考えられ、法規範の特質としての機能 それを統制と提示すること自体疑問が残るのであるが、それを解いていることにはならないと思えるのである。法規範の秩序付与とは結局、人間あるいはヒトの社会性に溯るもの（人間は社会的動物である）と考えるべきではないのか。

他方言語は、あるいは人は、言語によってある対象を認知する以外に、言語それ自体を認知する。すなわち言語による言語の認知。そうすることによって人の認知は飛躍的に発展したとされる。すなわち言語のための言語 メタ言語による認知の抽象化。それが法と言語の間にどのような構造を招来しているか。それが法と言語に関する第二の問題である。しかしそれは、メタ言語が法律用語の中にどのように用いられているかという類の、いわば単純な問題ではない。メタ言語が法律用語、法規範の用いる言語のなかでどのように用いられているか、という設問であるならば、答えはすこぶる幼稚なものに止まる。それは以下に述べる。

人は対象言語，リング=  の域を越えてメタ言語を獲得しなければ，人間の思考が飛躍的に発展しなかった。逆にいえば，人がメタ言語を獲得して，そしてそれは言語として獲得するということなのだから，言語とは人と人の連絡，それをコミュニケーションというのであるが，その目的のための手段であるのだから，人がメタ言語を獲得しているということ，獲得したということは，確かに一人の突飛な！人間がメタ言語を獲得したとしてもそれが意味をなさないわけである。すなわちそれは，ある集団，社会，人々がメタ言語のメタ性を理解して初めて可能なのであり，また人間がメタ言語を獲得して来たということは人間がその能力を持ち合わせているということである。

そして人がメタ言語を獲得しなければ他言語の習得ということはいえないうし，人の抽象的思考はそれがあって初めて飛躍するというのも確かに同意できることである¹⁴⁾。

その限度で法という理解も，それは規範のなかの公権力による外的強制を伴う規範なのであるから 法の法学概論的，したがって法のメタ的理解，そのメタ言語理解が重要な要因になっていることも理解に難くない。しかしそれは，法規範が言語によってしか表現，ないしは成立しないものであるのだから，それは法規範のみではなく規範一般がそうであるが，言語一般にいえることを言語を以てしか成立しない法規範に直接，引写した理解に過ぎない。そこに法規範にメタ言語が，ないしはメタ言語理解が適用されたときに，法規範の組立て，それを統語とってよいが，すなわち法規範の規範としての組立てという意味で規範の統語，あるいは法規範で使われている言語の文法ではなく，法規範の規範としての文法にどのような特異を来たすか。それを指摘することを期待するのは無理というべきで，言語論におけるメタ言語の祖述に続いて，日本国憲法が この憲法，実はその論理構造が法規範の構造をもたないことを，その冒頭宣言する。それは法規範ならざる憲法，日本国法体系の最上位序列規範を憲法というと

すれば，日本国憲法は憲法ではない。そういう代物（しるもの）にすぎないのであるが（それを「憲法」だと集団錯覚する敗戦国日本の政治が歪むのは当たり前である），その日本国憲法が補則を含めて「わずか百三条の憲法である」ことを指摘して，それが高度に抽象的な語が用いられているからであると説いて了える¹⁵⁾。それがいかほど意味のある指摘，論述といえるのか，疑問に思うのである。

法規範で用いられている言語の対象 = メタの対照を問題にするとすれば，定義規定の叙述語はメタ言語である。そう指摘することはでき，それは論者も夙に指摘した¹⁶⁾。あるいはどういふものがあるかは別にして，メタ規範とは，メタ言語を含む規範ということも可能である。その同一平面上には，法令序列上の上位規範は下位規範を規定，拘束するのみで，憲法規範の多くの条項がそうであるが，直接，実体を規定拘束することはない プログラム規定¹⁷⁾。そうであるからそれらもメタ規範である。あるいは，手続法（訴訟法）中のある種の条項，あるいは手続法学のある種の課題も，直接，実体を規定，拘束するものではなく，他の条項，規範を規定，拘束するものである。そうであるから，それらは規範を規定する規範であるとして，メタ規範である。そう指摘することもでき，かつ論者はそれらも夙に指摘した¹⁸⁾。

しかしそれらは，最初のもので単に定義語は実体を直接指示，規定する語彙ではない。そう指摘するのみであって，上掲後者に指摘するものも特定の条項，法律問題が指示，対応する実体を求めるものでないという点で，メタと指摘されているに過ぎない¹⁹⁾。したがってそれらの指摘は，単純にそれで結了する問題である。ただ，規範で提示される語彙が，多くはそれは法律要件といわれるが，対応する実体を求めるものではない。それが求める対応は条項であったり，他の条項，権利の要件という語彙である。そういう点で，対応する実体事実（要件事実）を求める場合とは異なる。異なる点の一つは形式性が強く働くということはいえよう。そうい

う違いは確かに存在する。しかしそれもそこまでであって、それ以上、法規範中の語が直接、実体事実の対応を予定している一般の場合、論者はそれを対象規範といっているが、その場合とそれ以上の構造の違いをもつとはいえない。

そういう点でいえば、上掲のそれぞれは、メタ規範というよりはメタ言語規範ということができ、ないしはそれに止まる。そういうことが可能であろうと思うのである。それは一つの表現でいえば、単純な提示である。

さらにメタ言語とメタ意識が抽象的思考には重要な役割を果たすとされている²⁰⁾。抽象的思考についてメタ言語が果たす役割は、確かに指摘のとおりであると思う。しかし法律学にとっての問題はそのような指摘が法律学で果たす役割であって、それをも指摘するところがないならば、それは何を提示するものでもない。その指摘から窺えるのは、メタ言語ないしは言語のメタ的用法が法規範用語に直接用いられる。そう理解しているらしい理解の姿勢である。すなわちその法と言語の関係におけるメタ言語の理解は、メタ言語を法律学の対象言語として理解するものである。そういうことができようかと思う。

確かに規範用語の定義条項における言語はその指摘のメタ言語的用法であることは、論者もすでに指摘したところである²¹⁾。しかし問題はその類のメタ言語的用法などというところにあるのではない。すなわち、条項ないしは規範が普通は対象すなわち実体を指示するもの（対象規範）である。それに対し若干の規範・条項は指示する対象をもたない。ないしはもてない。すなわちその条項・規範は単に法規範の法規範性を貫徹する目的のみしかもてない。そういう規範がある。その規範は普通一般の規範・条項が対象・実体を指示するのに対し、それを欠き、規範を貫徹するための規範であるから、メタ規範といえるのであるが、その対象・メタの対照。それこそが法律学に言語学が指摘するメタ言語理論を介して解されるべき意味である。そう思う。言語学が提示するメタ言語理解の即自的な

理解あるいはそれを抽象したメタ意識論などというものと²²⁾、論者が上に提示するメタ規範理解の間には一つの跳躍を必要とする。

言語認識と分類

a

法と言語を問題にするとすれば、そこには二つの問題点があるように思う。その前提として法規範が言語の存在なくして存在しえない。ある国法規範は必ずやその国語によって提示される。それを前提にするのであるが、そしてその前提それ自体が言語論（学）上は一つの問題を提示するのであるが、その上に法規範がもつ、言語との間の問題として、先ずその一つは、言語が規範として提示する言語列（文章）が実体をいかに認識、認知するか。すなわち言語による実体の認知の仕方である。ただ、それは必ずや対象を指示する言語 対象言語であれば、言語一般ももつ問題である。ただ、言語学は言語が記号としてあり、人間にとってはそれが指示するものが何であるかとして意味がある²³⁾。その言語の構造、そして人間がその言語を習得することが可能である。すなわち人間は生得的に言語を言語として意味あらせる法則、それを文法というのであるが、それを習得することができる²⁴⁾。その間をのみ扱うに止っている。

少なくとも従来の言語学は、人間が言語によって対象を認識するその認識の仕方、ミカン = ⊙ を人が認識するのはどのような仕方によるのか。それを必ずしも主要な問題としては取上げていない。言語学は「ミカン」という語によって ⊙ という対象を表現、伝える。認識できる、コミュニケーションできる。そして「ミカン」という語自体は記号あるいはアイコン

MS風にいうとアイコンである。そう指摘するのみである。

前述のように法と言語について主として問われるべきなのは、法規範の提示する言語記号を、規範共同体もしくは言語共同体の共通の理解によって²⁵⁾、それでは実体事実に対応する実態が

あるかないかを求めるとき、人はどうするのか、である。それは人が言語によって指示するものの同定を行うとき、それを表象あるいは認識というが、人はいかにするか。その問題であるから、上述の法規範の法律事実の求め方の問題とは、人の認識の方法と重なることになる。

表象の仕方には二つのものがある。それは数値によるものと形態によるものである²⁶⁾。数値によるものとは、求める数値に対応する実体の数を認識するものである。形態によるものとは、予め想定している形態（情報処理学はそれを「カテゴリー」と称している。categoryは訳して「範疇」、分類学のいうcriterionのことである）に一致する（それをmachingという）形態（それをパターンともいう）の存否によってする表象である。認知学はそれを概念による認知が幾つかのスロットに纏めることによってしている²⁷⁾。そのスロットとは分類学でいうクライテリオンであり²⁸⁾、情報処理学でいう抽出された特徴である²⁹⁾。

このパターンによる表象にはさらに二つのものがある。その一つは形態（パターン）の中から、ある形態、しかもその同定が容易、明確なものを取り出し（抽出し）その実体の形態の存否によって当初の求めていた形態（カテゴリ）の存否を認識するものである³⁰⁾。分類学はそれを規格化という³¹⁾。そしてパターン認識の他の一つのものとは、求める形態（カテゴリ）と実体の形態を重ね合わせて（そのためには縮尺を同一にしなければならない）直接その形態の存否を求める（決定する）ものである。それを図形認識ともいう³²⁾。

例えば成人を20歳という年齢によって認識するのは（民法3条）、成人という形態から年齢という形態を抽出し、かつそれを20という数値に規格化し認識するものである。したがってその認識、表象は形態認識の内の特徴抽出によって行う認識であって、その特徴が20歳という数値規準にされているものである。

人間の認識で主体によって差の出ないもの（事実の存否の認識を得ることを訴訟法学はリ





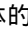
ケットliquetな認定という³³⁾）あるいは、したがってノイマン式のコンピュータによる認識は、この数値によるもののみである（コンピュータによる認識は、座標によるものを含め数値規準によるものの他は、不可能である（コンピュータは計算機である！）。それを分類学は「数値規格」という³⁴⁾（規範の適用を大量、均一に扱う場合は、この数値規格が最も適している（例えば道路交通法、税法。ただ規範世界の使う規範適用の均一化には、今一つ別の方法がある。それは用いる単語を一つに限定する方法である。それを法律学は形式化という

例えば不動産登記法、手形＝小切手法。ここでは、その用語の指示する実体の如何は背景に逐い遣られ、記号の同一性のみが問題になる。「手形」は手形であることを表示していなければ無効であって「手形」を意味する表示がなければ手形の効力を生じない（手形法1条）。

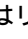
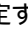
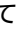
法規範における規範の実体への適用、それは規範が提示する言語に対応する実体の認識のことである。したがってそこでも、数値規格化された場合だけが、語の本来の意味でliquetな認定（訴訟法学のいう心証の形成が可能である。

したがってそれ以外の場合の法規範の適用、心証の形成は語の本来の意味においてliquetなものではない。それはそれ以外的心証の形成、法規範の適用は言語によるパターン認識であるからである³⁵⁾。ただ規準を数値化できないパターン認識のなかで、図形認識をコンピュータが行なう場合は、コンピュータはそれを座標を使って行うのであるからその限りで、基本的にその認識の結果に差は出ない。それを応用する限りならば、法規範の適用においても心証の形成が、語の本来の意味でliquetなものになり得る。しかしそれは一般的ではない（座標を使った認識も規準の数値化の一種であるということ）はできる。その場合はその認識も数値による認識の一部に含まれる）。

言語学が対象言語についていう場合の言語による対象の認識とは³⁶⁾、例えばリンゴについて

例えば、リングという語によって人が記憶を含めて念頭に抱いている  の映像（カテゴリ）と、事物としての  の姿（パターン）を重ね合わせ、その同定を行う（決定する）ことによって成立する³⁷⁾。二人の人間の間でリングという語を交すことによって、リングという意味の疎通communicationが成立するのは、甲がリングと言って表象している  の映像が、リングという語を受け取った乙が念頭にもつ映像  と一致するからである³⁸⁾。言語によるcommunicationの成立は、実体的  という対象の伝達にかかわらず、抽象的な概念、例えば「民主主義」という言語によるcommunicationの成立の場合も同じである³⁹⁾。

しかし快々にして人はそれぞれ一つの言語に別異の映像、観念を抱いて、同じ言語を共有、使用している。したがってその場合には本来の意味でのcommunicationは成立していないのである。しかし人は同じ語を共有することによって、同じ観念を共有、communicationが成立したと思うものである。しかしそれは今、ここではそれ以上立入らない。

問題なのはしたがって、人がリングと言って認識し、あるいは甲から乙の間に会話が成立するときのその認識、表象のやり方である。その場合、上述のように人はリングと言って  を想い、対象の  と同定する。あるいは甲と乙がともに  を観念して、意思の疎通を得る。そうであるからその認識は図形によるパターン認識となる。あるいは精確な議論であって、民主主義の特徴の何かを抽出しておき、甲 - 乙間にそのcommunicationの成立する場合は、その抽出された特徴の存否を甲 - 乙が共有することによっている。したがってそれが、数値によっていない限り（1人の国民が1票をもつという場合は、国民の数と票の数は数値化されている。しかし、国民、票というのは類型という形態、パターンである）図形によらないパターン認識である。したがって言語による認識、表象はパターンによる認識、表象ということになる。そのパターンの共有化がなければ、その語による

communicationは成立しない⁴⁰⁾。

そうだとすれば、そして法規範が言語によってしか提示されないとすれば、法規範による実体の認識 これは必ずしも精確な表現ではなく、法規範による実体の認識とは、法律要件の指示する実体事実の存在（要件事実の存在）を認定すること（レファレンスともいう）。すなわち法規範を実体へ適用する場合のことであるが、その場合に、多くは裁判官が行なう認定とは、すべてパターン（形態）認識になる。

ある意味において法律学はそれに気付かないわけではなく、法律学が「類型」といったとき⁴¹⁾、その意味しているものは形態の認識という意味である（大多数はその意味に気付くこともなく、漠然とその用語を用いているにすぎないのであるが）。しかしそれはそれ以上に、そのパターン認識が詰まるところ、図形と図形の重ね合わせによる同定 表象 = 認識という点が重要な点である。

b

人は現象事実の認識、表象を目的物、対象をその他のすべての対象、現象から分けること、区別すること（A対非A）によって行なう。他方いうまでもなく分類を科学する分類学は分類自体を認識するものである。この場合、認識における分類と分類学が認識する分類では前者は対象分類であり、後者はメタ分類であるという違いがある。ただこの点は本稿における主題にはならない。

認識における分類では、特定の対象のみを全現象から特定すればよい。したがってその分類はA対非Aの2分法になり（排中律）、かつそれで十分である。ところがA対非Aの2分法ではAと非Aは等価にならないと分類学は批判している⁴²⁾。その等価とは分類が対称symmetryになっていないと批判しているものであると思われるが、Aに対し非Aが対象を特定していない。非AはAでないものすべてを含むのであるから、いわば掃き溜めになっている。分類学はそこを批判するのである。しかしそれは分類学

が分類の完全性を目標にすることによって成立する批判である。

それに対し人が対象を認識する場合は、特定の現象あるいは事実を他のすべての事実から分けられればよい。ないしは分けることを目的にするのであるから、分けられた事実とその他のすべての事実は必ずしも等価、対称である必要はない。

問題は二つあり、むしろその非等価な分類、ないしはすべての対象（Aと非A）の中から特定のもの（A）のみを取り出すのであるから、それは抽出ともいえるのであるが、先ず第一にその分類、抽出をいかなる規準によって行なうか。ないしはいかなる特徴によって、Aと非Aの中からAを取り出すか、である。次ぎにはそれを取り出す、分類するときに、人はその規準の有無をいかに識別するかである。人の認識、表象における分類のもつ問題点はその二つである。

「分類という発想」は⁴³⁾、ないしは分類学は分類規準、それを分類学はクライテリオン criterion というが⁴⁴⁾、それとともに行なわれるものであり、専らその規準と分けられたものの整合性すなわち系統性、体系性（system性）を問題にしている⁴⁵⁾。他方、その規準 criterion の存否の認識方法自体には関心を寄せない。例えば植物を花をもつ = もたないという規準によって2分する（顕花 = 陰花）。さらに花をもつ植物を果実が果肉に蔽われているものと蔽われていないものの二つに分ける（被子 = 裸子）。したがって逆に、その規準の求め方によって分け方すなわち分類は別であり、criterionの数だけ分類が成立することになる⁴⁶⁾。

この分類という発想は、認識論からみると例えば顕花植物という認識を、花をもつという特徴によって得るということである。それは法学においては、例えば売買は物と通貨の交換を法律要件としているのであるが、それは売買という取引行為を物と（日本民法典555条は物とはいわないで、「権利」という）通貨の交換を criterion として分類する。そういうこともでき

れば、売買を物と通貨の交換を特徴として認識するということも可能である。

問題はそのcriterionによって分類学が分類する、あるいは人が抽出された特徴によって認識するときに、人は何をしているかである。

すなわち花をもつか否かといえ（当り前のことであるが）人は対象の植物を観察して、ときには拡大鏡、顕微鏡を用いてその植物が花をもつかどうかを探究する。その探究とは人が記憶としてもっている花をもつ、花という映像に一致する植物生態を探すとということである。果実が剥き出しであるのか（裸子）果肉に包まれているのか（被子）についても同じく、人がもつ裸子と被子の記憶の映像に一致する生態を探すとということである 同一性の認識⁴⁷⁾。

物と通貨の交換の約束の成立を認識する場合、その認識は三つになる。すなわち、それぞれの対象物が物と通貨であるか。そしてそれが交換されているか。そして第3に約束が成立しているかである。日本民法は物を有体物と定義しているから（85条 物の特徴、criterionないしは法律要件を有体物 この場合、「物」とはメタ言語であるとするということ）、対象が有体物であるかどうかが求められる。そこでは認識する者のもつ有体物像と対象実体の実態が一致するかどうかである。通貨についても同然である。交換とは対象が物ではなく人間の行為、それは少なくとも2人の人間の間の言語と身体行為の組合せで成り立ったもので、それが交換として人が共通に記憶する行為実態に一致する実態であるかどうかと比較対照されて、交換の存否が認識される。

したがって以上のすべてで認知主体のもつ要件態様（カテゴリ）と実体のもつ実態（パターン）の一致、すなわちmatching（照応）が問われているのである。すなわちそのすべては、図形と図形 念頭にある現象の実態と眼前にある実態を重ね合わせてその一致をみる認識である。それはある特徴を、例えば物を有体物とするようにさらに細かく抽出しても、すべて言語によって行なわれているのであり、その認識が

図形を重ね合わせて行なわれるという類を外れるということはない。ただ特徴を抽出して行なえば、認識はそうでない場合よりはカテゴリとしての図形が具体的になり、その存否の判定(決定)はより2値認識に近くなる。

例えば人間が死を認識する場合についても同じである。それは結局、人が何を規準として生・死の別を分けるかの問題であって、漠然と人が死を認識するという事はない。そしてその規準の存否は同じく図形を重ね合わせによって行なわれる。そして人は現世人類の当初からその規準を持ち合せていたという考古資料はないわけで、その状態で人の死の認識の方法が殞であろう(「あろう」というのは、いうまでもなく先史を体験することはできないから、そして確証する資料が見当たらないから、推定としていっているからである)。論者はそれも別に指摘した⁴⁸⁾。そして人は何時の程にか死の認識に二つの規準を得るに至った。それは息があるか、ないか。脈があるか、ないか。その状態の中に生死を述べる日本語に「息がある」という表現があり、生死の判定の規準として「息」が用いられているという意味で「日本語でも生きる息とが同根であること」が興味深くなる⁴⁹⁾。漠然と興味深いでは意味がない。

すなわち、言語を分類規準を伴って論じなければ、漠然とした語意の提示に終ることになる⁵⁰⁾。さらにすなわちそれは、それ以前は死ならば死という語を総体として図形認識していたことを意味する。そこでの「息」は生死を分ける具体化したあるいは特徴化した規準であるということに意味があるということである。そしてそこでも息のある・なしは息という現象パターンの記憶としてもつものと、目前の対象実体の実態との重ね合わせの識別である。脈についても同断。人の死の認識は、対象者の息、脈のある・なしを経験上記憶する息、脈のある・なしと対照、重ね合わせ識別して死の認識が特徴化、具体化されて行なわれるのである。

図形を重ね合わせて行なわれる認識に対して、唯一つ例外がある。それは認識、分類規準が数

値によって提示される場合である。例えば初芽の数の単・複によって植物を分類する場合(単子葉・双子葉)初芽、子葉であるか否かは記憶上のものと対象の姿の図形を重ね合せによるが(動植物分類はその記憶上のものを客観化するために標本を設定する⁵¹⁾)、その数の認識は1・2であるか否かである。その数値の認識の場合は図形を重ね合わせによる分類、識別ではない。それは数値の存否によるものである(数値認識)。それを分類学は数値規格という⁵²⁾。

その点法律世界は一つの財もしくはサービス(利益)を正面から争う(正面から争わなければ法律問題にならない(争点の成熟)二人の当事者のいずれの主張を認めあるいはいずれの主張を否定するかを決する規準の世界である。

したがって法規範が人と人の間に機能するときには、争う二人の当事者のいずれの主張の実態が、法規範の提示する、権利、正義の要件(上述のようにこれらは必ずや言語によって提示される)に対応する実態であるか。その判定、すなわち言語に対応する(言語の指示する)実体の存在の認識を意味する。その法規範が提示する言語に対応する実体を認識する材料を提示すること。そして裁判官をしてその実体の実在を確信させるに至ること(心証の形成)。それを法律世界は証明というのであるが⁵³⁾、すなわち法律世界の日々の営みはその証明、そしてそれによって裁判官が実体事実の実在を認識すること、それを心証の形成というのであるが、それである。したがってその認識の仕方(態様)のいかに。それが法と言語のもつ、先ず第一の問題になる。

したがって上述の分類学との対照でいえば、分類も法規範もともに均しく記憶としての実態と対象実体の実態、姿との比較対照による認識(パターン認識中の図形認識)を主とする。そうであるにもかかわらず、法律世界は言語によって提示され、規準となる記憶実態(カテゴリ)を動植物分類が実践する標準見本(標本)をもつことなく行なっているのであるから⁵⁴⁾、その認識の客観性の強さは疑われて然るべきものと

いえるわけである⁵⁵⁾。

法規範世界におけるメタ言語問題

a

空中に立つ場と枕木を置く場を与えてくれるなら、自分の力で地球を動かしてみせる。そういったのはギリシアの哲学者であったとかいう。この談し、実はそれ以上の設定が必要で(空中に支点用の枕木と自分の立つ場を得るということは不可能であることを除いて)、枕木の耐圧性、人力で地球を動かせる比になるだけの長さ、これまた地球重量に耐える材質その二つ、あるいは三つの設定を要する。しかしそれをも可能として、単に力学計算上という意味であるが、ギリシアの哲学者はそう考えたらしい。計算上は可能である。

しかし今、ここで問題にするのは力学計算それ自体、そしてそれを可能にする実体条件云々ということではない。問題なのは力学計算を可能にするものは何であったか、という点である。

いうまでもなく、それは梃子leverageの原理。ないしは梃子枝と枕木である。人は物を動かすに、先ず棒で突つく、ないしは棒で押すことを覚えた(多分 そう考えて間違っていないだろう)。それが素手で突く、押すよりいかに効率的であったかは当面、措く。関心は次ぎの段階である。その棒の下に対象物近くに枕を噛ませ、棒端を押下げると、驚くほどの重量物を人、1人の力で動かせる。

物を動かすのが運ぶというほどの距離であるとき、引きずって行く次ぎに(引きずるための道具は橇、「シュラ」とも言った)、人は丸木を物の下に入れ、押すに至る。これだけで余程の効率化であるが、接地面に丸太(「コロ」と現日本語でもいう 動かすことは「コロガス」と直角に板木を敷くと、その効率はさらに飛躍的に上る。

その効率化は、コロを輪切りにして中心に穴を開け、二つの輪に心棒を通し、両端で回わるようにするとき、効率は驚異的に上る。もちろ

んその加工と構造を可能にする質の材を入手できなければならないが。それが車の誕生であり、次ぎに一組の車輪を前と後に置き、その上に板木あるいは箱を載せると、荷車ないしは車輜が出来るに至る。次いでそれを家畜に牽かせる。以上は車輜の誕生に至る技術史であるが、本稿はそれをなぞるのが目的ではない。

上述の梃子の支点(枕木)とコロの下敷きおよびその車輪化ないしは車輜の誕生(これは3次的であるが)は、当初の道具、物を動かすための棒、コロを使うための道具である(3次的とは道具を使うための道具を使うための道具という謂)。したがってそれは道具のための道具である。その道具のための道具であるということをもメタ道具という。

すなわち人間の意識、思考あるいは今、流行(はやり)の言い方をすれば設計思想(architectureとは思想に決まっているのだから、それをわざわざ設計思想と表現する必要はなく、単に「設計」で足りるのであるが)、その飛躍とはそのメタ化によっているという点である。

それを逆にいうと、人間の知見世界は、メタ化によって進歩を得て来た。ないしはメタ化によってその進歩は飛躍的であったから、人間の知見世界(道具も人間の知見の賜物でしかない)は、メタ化によって驚異的に進化して来たということである。言語とは、人の連絡・伝達(コミュニケーション)の道具であるから、言語がメタ言語によって飛躍的に進化して来たというのも、上掲、物を運ぶ道具がメタ化によって飛躍的に進化して来たのと同じである。

問題なのは、言語がメタ言語によって、上に指摘するようであるいは言語が対象言語の他にメタ言語をもつという指摘が先行するわけであるが⁵⁶⁾、そのメタ言語によって飛躍的に進化、それは抽象化あるいは複雑化ともいえるが、して来たという指摘は⁵⁷⁾、道具のメタ道具による進化の指摘と同じ指摘に止まるという点である⁵⁸⁾。そして言語がメタ言語によっていかに進化、複雑化して来たかは、言語自体の認知、すなわち言語学の問題であり、かつそれに止まる。

法規範は言語によってしか成立しないものであるから、もちろん言語自体のメタ言語による進化、あるいは言語自体のなかでのメタ言語の機能、振る舞いは、言語を使う法規範世界の場に影響するのは、これまた当然である。しかしその影響、特質はあくまで言語自体の機能、特質にすぎない。すなわちそれを理解することが重要なのである。言語という道具には言語のメタ化がある。物を動かす道具 車という道具には車というメタ化がある。いうまでもなくその二つのメタ化にはメタ化という共通性があるのみである。すなわち、メタ化という以外の共通性はない。言語のメタ化の諸相は言語の進化の諸相に止まる。言語の諸相の進化が直接、車の諸相の進化には関係しない。ただ、車の進化も人と人の意思の伝達の中で進むものでもあるのだから、人と人の意思の伝達の道具である言語の進化が、伝達の進化のゆえに車の進化を促進するということはありうるであろう。その意味で、言語の進化はあらゆる人間の営為の進化を間接的には促進する。しかしそれはその限りの意味であって、あるいはその限りの意味に止まる。言語の進化は言語の進化であり、車の進化は車の進化であり、それに止まるということである。言語の進化と車の進化は別のものである。そして別のものであるというのは、言語におけるメタ言語と法規範におけるメタ法規範とにおいても同じである。別のものであるという点において、メタ言語は法規範と関係しない。

b

言語におけるメタ言語の役割、特質という点でメタ化を考えると、法規範で問題になるのは法規範のメタ化という点である。それは法規範においてメタ言語がどう使われているかという問題⁵⁹⁾ かかる問題は確かに存在するが、それは法規範のメタ化という観点の外では必ずしも法律学にとって大きな意味を占めないと考えられるのであるが、とは似て非なるものである。その点はaに述べたとおりである。

法規範におけるメタ化とは、メタ化された法

規範を論者はメタ規範（本来メタ法規範と称するのが精確であるが、便宜上その「法」を略している）と称している、法規範は争いの当事者のいずれの主張を認容するかの規準であって、それは必ず言語で提示される（なぜなら法規範は必ず2対立当事者を前提にする。すなわち法規範は必ず人と人の関係 連絡、伝達、争うのであるから病理的關係であるが、であるからである）。したがって言語で提示された正なるもの（争う一方の当事者の主張が容認される場合）に当事者の実体の実態が対応する・対応しないが唯一つの課題となる。それが法規範というものの第一義的な存在構造である。それを論者は対応する実体を予定する言語、それを法律学は権利または権利要件（法律要件、または刑法では構成要件 der Tatbestandともいう）というが、それに対応する対象事実（要件事実）実体事実をもつものであるから「対象規範」と称している⁶⁰⁾。

法規範一般の上述の構造を特定の法規範が欠いている場合が存在する。例えば日本法では代理権は具体的、したがって限定的に授与されることが予定されている（らしい）。「らしい」といったのは、日本法が予定する代理の構造の条項（99条）が明確にそう提示しているのではないからである。したがって代理人が授与された代理権の範囲を超えて（極限的にいえば100万円の代理権の場合、1,000,001円の代理行為を行えば、それは代理権を超えたことになる $1,000,001 > 1,000,000$ 。したがってその代理権行使は代理権を欠くことになる 無権代理。無権代理は無効である（99条の反対解釈、および113条1項）。

しかしその法規範の貫徹、A 非Aは必ずしも法規範の正統性を保障しない。そのために法規範は相手方が代理権があると信じる正当な（「正しい」と直截にっていない）理由がある場合には代理の成立を認める（110条⁶¹⁾。この場合は、代理は成立していないのであるから、代理法理は機能しない。代理法理が機能しないのであるから、権限踰越の表見代理が成立する

かしないかの規準は、表見代理法のなかには存在しない。そこで裁判所が表見代理の成否を判定（認識）する規準は、その時、その当事者間にならば成立したであろう有権代理の姿（実態）である。すなわちそこで裁判所は、あるべき有権代理の姿（実態）を想定し、争いの実体の実態と比較対照し（重ね合わせ したがってその表象はパターン認識中の図形認識）、その成否を認定する。それがメタ規範としての表見代理「法理」である⁶²⁾。

日本法を念頭におくと、民法上は不動産物権変動、占有、債権の準占有、不当利得はともに同一のメタ規範構造上の法規範である⁶³⁾。

それらはともに法律要件（権利要件）を備え、その要件に対応する実体事実の存否を求めることによって（証明）その規範、権利の存否を適用する法規範 対象規範とは性質、構造を異にする規範である。法規範にはそのように対象＝メタの異質な二つの規範が存在するということである（それは当然なことで、人間の扱うあらゆるものが対象とメタの二つから成る。前述のように人の進歩はメタを得る 構想することによっているのであるから、法規範世界もそうなっていて当然である）。

C

メタ規範もその提示は必ず言語によって行われる。したがってその認識もメタ規範でない規範（対象規範）の場合と、一見、同じになる。占有は「自己ノ為メニスル意思ヲ以テ物ヲ所持スル」ものであるとするとき（180条）、占有の成否は、自己のためにする意思、物、所持するという三つまたは四つの要件（占有要件）に対応する実体を認識する主体がそれぞれ記憶としてもつ映像に応じて一致するか（matching）否かを尋ずることである。その点、物（権利）と通貨の交換の合意（売買）についての認識の場合と同じであるかの如くなる。

しかし、その二つの場合に異質な違いがある。物（権利）と通貨の交換の合意という言語は規範の提示である。すなわちその提示に違背する

場合は否定する「べき」であるという提示。それに対し、自己のためにする意思を以て、物を所持するというのは事実の存在を先ず提示する。それは事実の存否の提示であるから違背する事実という状態を予定していない。したがってその規範は、その提示する実体が存在の場合に、その提示する実体を実現しようとする契機をもたない。すなわちそのような事実があるときはある。ないときはない。それによって焉む。そこに「提示されているものに反するときには否定されるべきである」（sollenの謂）という状態は出来しない。それが占有は事実であるという提示の一つの謂⁶⁴⁾。それは、法律上の原因を欠いて他人の出捐によって利益を得ている場合 不当利得についても同じである。占有についての180条、不当利得についての703条は、事実状態を提示する、いわば物語を物語る条文、あるいは出来事を物語るノンフィクション文である。それに対し、売買とはいかなる契約であるかを提示する555条は、あるべき理想（！）を物語る条文である。しかし人間のもつ言語には、直接話法と間接話法の違いは存在するが、事実の状態 風景、ノンフィクションを物語る場合と、理想を物語る場合の違いに応じた言語の種類あるいは話法の違いというものは存在しない。ともに同じ言語、話法でしかない。そういう違いである。

ただ上掲の違いは、上に述べているようにともにすべての法規範は言語によって提示されているから、しかも言語自体は全く違いのない同じ言語である。したがってその言語による実体の認識も、ともに同じくその言語に対応する実体事実の存否を図形認識という同じ遣り方で求めざるをえないものである。すなわち、言語自体のもつ規範的性格によって⁶⁵⁾、その間の違いの認識することは極めて困難である。しかしその二つは異なったものであり、別のものであるという点は残る。ベッカーの客観説というのは、この上に立てられた説である。

言語におけるメタ言語を法規範あるいは法律学で問題にするのならば、確かに法規範は言語

によってしか成立しないものではあるが、法規範は言語そのものではないのであるから、法規範あるいは法律学における言語におけるメタ言語の問題は、法規範におけるメタ法規範（略してメタ規範）の問題として立てられなければならない。それは道具における道具とメタ道具の問題と全く軌を一にする（b参照）。

そうだとすれば、法規範とメタ規範の問題とは、メタ言語が言語を使うための、ないしは言語のための言語であり（「もし、もし」はこれから言語によって伝達を開始するための言語である⁶⁶⁾）、メタ道具は道具を使うための、ないしは二人の間の関係の成立を確認する道具であるのだから（車軸は車輪を これは荷物を直接動かす道具であるコロである、使うための道具である）、メタ規範とは規範を機能させるための規範になる（表見代理規範は代理規範を機能させる 使うための規範である）。

したがってメタ言語は、言語が対象を相手に伝達するための記号であるとする（そのための記号だけであるとする）、直接、対象を伝達する記号 言語ではないのだから、非言語である。同じく、道具を対象を直接、動かし、あるいは工作する手段とのみ定義すれば、メタ道具、例えば車軸は直接、荷物を動かすものではないのだから、道具とはいえない。非道具である。同じようにメタ規範は、法規範を直接、実体を指示し、指示に対応する事実 要件事実が存在するときに、権利を付与し、請求を認容する 法律効果を付与するものと定義すれば、メタ規範は直接実体を指示する法律要件を欠くのであるから、法規範ではないことになる。

メタ規範が法規範でないということ、法律学の歴史のなかで最も古くから、早くから提示して来たのが、占有は事実である 法律でない、という法理。あるいは、表見代理は無権代理であるというのも同じ謂。占有は法律ではなく事実であり、表見代理は有効な代理 有権代理ではないから、先ず第一に法的効力を付与するのであるが（186条、110条）、その際に必ずや正統化を必要とする。そのため、占有は

物支配秩序 平和のためであると必ず説かれ⁶⁷⁾、表見代理は「正当ノ理由ヲ有セシトキ」と説かれる（110条）。

これが法規範世界における、いわば「メタ言語」問題（論）なのである。その問題性は法規範のなかでメタ言語は使われているのか。あるのか。使われているとすればどのように使われているのか。あるとすればどのようにあるのか⁶⁸⁾、という類のものではない。

おわりに

本稿において扱ったのは、法と言語であるが、とりわけ三つの点である。すなわちその一つは言語における対象の認識がいかなる認識であるか。それは分類によって対象を表象するものであるが、その分類自体がいかなる表象方法の上に成り立っているか。それはパターン認識のなかの図形認識である 一部数値認識が採り入れられている。

次に、言語学は言語に対象言語とメタ言語の二つの別があるとする。その対象言語とメタ言語の対照は、法規範世界においては対象規範 これは法規範が言語によって提示されるのであるから、対象言語の理解によって素直に理解できる、それとメタ規範の対照として構成されなければ無意味である。そして最後に法規範の使う言語にも、専門用語というものが多くそうであるごとく、自然言語の他に人工言語が存在するという点である（注12参照）。その三つの点を提示した。

注

1) Deacon, Terrence W., *The Symbolic Species; The Co-Evolution of Language and the Brain*, W. W. Norton & Company, New York, 1997, p. 22.

ディーコンの論述、懐疑性の強いもので、人は言語を使うサルという物の言い方をしているのではない。

（金子隆芳訳『ヒトはいかにして人となったか 言語と脳の共進化』新曜社、1999年）

- 2) Thagard, Paul, *Mind: Introduction to Cognitive Science*, A Bradford Book, The MIT Press, Cambridge, Massachusetts 2d pt., 1998, p. 11.
(松原仁監訳『マインド 認知科学入門』共立出版, 1999年)
- 3) *Ibid.*, p. 17.
- 4) 大判 . 昭14. 3. 24, 新聞4415-18.
- 5) 大判 . 昭2. 5. 19, 法律学説判例評論16-民法上730.
- 6) 大阪地判 . 大6. 9. 26, 新聞1321-27.
- 7) 大判 . 大4. 4. 21, 民録21-542.
- 8) 朝高院判 . 昭7. 4. 15, 法律学説判例評論21-民986.
- 9) Jakobson, Roman, *The Framework of Language*, *Michigan studies in the humanities*; No. 1, Horace H. Rackham School of Graduate Studies, 1980, p. 33-38.
(池上嘉彦, 山中桂一訳『言語とメタ言語』勁草書房, 1984年)
- 10) Chomsky, Noam, *Language and Thought*, Moyer Bell, Wakefield Rhode Island, 1993, p. 19.
(大石正幸訳『言語と思考』松柏社, 1999年)
- 11) 市川秀雄『法律のものの考え方』評論社, 昭和37年, 163ページ, がこのエピソードを挙げるが, その第1次的資料源について現在のところ論者は詳かにしない。
- 12) 碧海純一「法と言語再考(4)」『法学協会雑誌』110巻9号, 1993年, 13ページはザビニーの主張が自然言語については妥当するが, 法と言語を「同じ性格の文化現象と考えたところ」を誤りだとする。
その意見に対して論者は疑問をもつ。本文にいうとおり, ザビニーの主張したことは法規範が言語によって提示する意味について言うものであるとすれば, それは自然言語についていうところと異なることはないわけである。ただその限りで, 法の使う言語にも人工言語が存在するということができる。ただ法規範がその意味するところを自己提示する場合, そのほとんどは数値規格, 次いで言語による特徴抽出言語規格, そして形式要件化の場合は, 若干異にするというだけである。
- 自然言語の場合, その規格が数値化されていることは先ずないからである。しかしその場合もその言語の指示するものが数値規格と離れたところにある場合が多く, 成年とは20歳という規格から離れた形態としてその社会はもつ。そして20歳という規格がそれからかけ離れた場合は, その数値の妥当性が問題に上る。選挙権を18歳で与えるべきだというのがそれ。あるいは「手形」というものも, 手形法が「手形」を意味する表示を形式規格化している。手形法1条1号, のであるが, それも手形という語が自然言語によって培われた意味によっている。
- 13) 碧海純一『法と言語』日本評論社, 1965年, 7-11ページ。
Williams, Glanville, "Language and the Law", *The Law Quarterly Review*, Vol. 61, No. 1, 1945, 1, p. 71.
- 14) 碧海, 前掲論文(1), 110巻5号, 1993年, 17ページ。
メタ言語 統語を習得する能力というのは, いうまでもなく, チョムスキーのいう処のもの(普遍文法, 言語器管)であるが(Chomsky, N., *op. cit.*, p. 50.), ディーコンはその主張がヒトがなぜ言葉をはせるかの説明になっていないという(Deacon, T. W., *op. cit.*, p. 38)。
- 15) 同上論文, 13ページ。
- 16) 辻「メタ規範論叙説」『阪南論集 社会科学編』28巻4号, 1993年3月, 168ページ。
- 17) 佐藤幸治『憲法』青林書院新社, 昭和56年, 281ページ。
- 18) 辻, 前掲論文, 167ページ。
- 19) 同上論文, 168ページ。
- 20) 碧海, 前掲論文(六・完)同誌110巻11号, 1580ページ。
- 21) 辻, 前掲論文, 168ページ。
- 22) 碧海, 前掲論文(六・完)1580-1581ページ。
- 23) Jakobson, R., *op. cit.*, p. 86.
- 24) Chomsky, N., *op. cit.*, p. 50.
- 25) *Ibid.*, p. 17.
- 26) 鳥脇純一郎『パターン情報処理の基礎』情報科学こんせぶつ9, 朝倉書店, 1998年, 27ページ以下

- はパターン認識の基礎を論じている。情報処理学一般にいえることのようにあるが、同学はデジタル処理が認識の一つであることを棚上げして論じる。ために情報処理学では認識にデジタル認識とパターン認識の対照があることが鮮明にならないようである。
- 27) Thagard, P., *op. cit.*, p. 61.
- 28) 中尾佐助『分類の発想』朝日選書409, 朝日新聞社, 1990年, 52ページ。
- 29) 鳥脇, 前掲書, 30ページ。
- 30) 同上書, 28ページ。
- 31) 中尾, 前掲書, 188ページ。
- 32) 鳥脇, 前掲書, 64ページ。
- 33) Rosenberg, Leo, *Die Beweislast; Auf der Grundlage des Bürgerlichen Gesetzbuchs und der Zivilprozessordnung*, 5Aflg., C. H. Beck'sche vlg., München, 1965, ss. 8-9.
- 34) 中尾, 前掲書, 188ページ。
- 35) 中尾, 前掲書, 190ページは, 規格分類とその他の分類を対照して, 規格分類の方が優れていると考えるのは「まあ愚かな発想」という。しかしそれは分類としてはであって, 認識の確定性は規格分類一般とはいえないが, 数値規格認識が最も優れているということは可能である。
- 36) Jacobson, R., *op. cit.*, p. 86.
- 37) Deacon, T. W., *op. cit.*, p. 49-50.
- 38) Jacobson, R., *op. cit.*, p. 17.
- 39) 中尾, 前掲書, 150ページ。
- 40) 同上書, 151ページ。
- 41) 辻「類型論批判」『阪南論集 社会科学編』29巻2号, 1993年9月, 55ページ。
- 42) 池田清彦『分類という思想』新潮選書, 新潮社, 1992年, 62-63ページ。
- 43) 中尾, 前掲書。
- 44) 同上書, 52ページ。
- 45) 同上書, 38ページは分類のヒエラルキー・システムについて述べる。
- 46) 同上書, 34ページ。
- 47) 同上書, 6ページ。
- 48) 辻「ヒト科ヒト, 脳死と殯のアウトライン」『阪南論集 社会科学編』26巻3号, 1991年1月, 1ページ。
- 49) 碧海, 前掲論文(六・完), 21ページ, 注(90)。
- 50) 同上論文, 10ページ。
- 51) 中尾, 前掲書, 56ページ。
- 52) 同上書, 188ページ。
- 53) Rosenberg, L., a. a. o. s. 8.
- 54) 中尾, 前掲書, 118ページ。
- 55) 同上書, 151ページ。
- 56) Jacobson, Roman, *On Language*, Harvard University Press, Cambridge, Ma., USA, 1990, p. 75.
- 57) 碧海, 前掲論文(一), 17ページ, 同論文(五), 同誌110巻10号, 1993年, 5ページ。
- 58) 同上論文(二) 同誌110巻6号, 7ページ。
- 59) 同上論文(一), 15ページ。
- 60) 辻, 前掲論文(「叙説」), 170ページ。
- 61) 辻「表見代理のメタ規範論構造」『阪南論集 社会科学編』30巻1号, 1994年6月, 143ページ。
- 62) 同上論文, 160ページ。
- 63) 辻『メタ規範論叙説』コンプレス, 2001年。
- 64) 辻「占有は権利か事実か?」『阪南論集 社会科学編』31巻3号, 1996年1月, 8ページ。
- 65) 碧海, 前掲論文(一), 9ページ。
- 66) Jacobson, R., (1990) *op. cit.*, p. 75.
- 67) 星野英一『民法概論』, 良書普及会, 昭和51年, 83ページ。
- 68) 碧海, 前掲論文(六・完), 4ページ。

(2001年12月21日受理)